淀川水系流域委員会 第19回委員会(H15.3.27) 第2回テーマ別部会共通(H15.3.27) 資料 3

注:住民参加部会のみ使用予定

# 河川管理者に対する河川整備計画策定時における 一般意見の聴取反映方法について(案)

住民参加部会作業部会

淀川水系流域委員会(以下、委員会という)は、国土交通省が河川法に基づいて淀川水系の河川整備計画を策定するにあたり意見をのべるとともに、関係住民の意見反映方法について意見を述べることを目的として設置され、そのことを委員会規約第2条に定めている。

委員会は、約2年間にわたる検討の結果、平成15年1月17日に提言「新たな河川整備をめざして」を近畿地方整備局(以下、整備局という)に提出した。この提言の4-8「住民参加のあり方」において、「河川管理者が河川整備計画を策定するにあたり、どのように住民意見を聴取・反映すべきか」の具体的方法を別冊で提案することとした。本抄は、この課題について考察し、提案するものである。

河川法(平成9年6月4日改正)第16条の2は、「河川管理者は河川整備計画の案を作成 しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等、関係住民の意見を反 映させるために必要な措置を講じなければならない。」と規定している。

整備局は、委員会が提言を提出する直前の平成14年12月末に委員会に対して提出した「河川整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)」(以下、第1稿という)を河川整備計画「原案」の説明資料(第1稿)として公開し、平成15年2月16日より3月9日まで各工事事務所管内計17カ所で一斉に住民等対象の「説明会」を開催した。この説明会については、参加した住民等からは 一方的な説明に終始して住民の発言の機会がない。(少ない) 形式的な集まりであった。 セレモニーに過ぎない、など様々な評価や意見が聞かれる。整備局では、当該説明会終了後も、期限を設けずEメール、郵送、ファクシミリなどによる記名・匿名での意見聴取を続けており、この真摯な努力は高く評価できる。

今後、(第1稿)について、住民や市民団体、関係省庁・機関や自治体と「対話集会」もしくは「対話討論会」を開催すべきである。

この「対話集会」もしくは「対話討論会」は、「説明会」とはその性格を異にするものであり、関係住民と行政の意見交換の場である。進行にあたっては中立的な立場で意見の整理・調整を行う人物(いわゆるファシリテータ)を置いて行う。そこでは、河川管理者が

(第1稿)」を作成するプロセスで検討されたであろう種々の代替案の中から、どのような考え方で「実施」を選択されたか、関係住民等との合意形成についてどのように考え、取り組むのか、などが明らかにされ、また、関係住民等からも「実施」と選択された事業について、そ

の利害得失を含んだ代替案や意見が提出され、それを含めて議論する。この議論とその結果としての河川整備計画への反映について、どこまで議論し、反映すれば「反映した」ことになるかについての法的な、あるいは一般的な定義はないが、議論や意見交換の中での迅速かつ誠意ある対応により相互の信頼・安心関係を醸成することが大切である。意見や代替案の提案については、河川管理者は見解(書)を出し、それに対して住民の反論を受け付ける、という作業を繰り返し、最終的に意見は、所定の手続きを踏んで計画に反映されるべきであるが、反映にあたっては、住民の訴える意見内容の重要度や切実さの度合いに応じて優先順位や反映方法を関係住民等と話し合って検討する必要がある。

ちなみに、ここでいう「関係住民等」とは、川から利益や被害を受ける「川と関わりのある人」で、川が多様な側面と総合的な内容を有することにより、「川に関わりのある人」は広範囲に及ぶ。これまでの河川行政において、具体的な事業計画の意見聴取や補償の対象として扱われた「関係住民」の範囲は、殆どの場合、川に漁業権など何らかの権利を有するか、もしくはその事業の実施によって直接的不利益を蒙る地権者などの「利害関係者」に限られてきた経緯がある。しかし、これは不合理であったと言わざるを得ない。「関係住民」を、時間軸で見れば、現在世代のみではなく将来世代にも及ぶ。また、地域軸で見れば、流域住民とそれ以外の国民、さらには地球市民も川に関わりがあると言える。

しかし、あまり広範に概念を拡大することは無益であり、いたずらに混乱を招くおそれがある。次に掲げるような人々が「関係住民等」と考えられる。

住民

利害関係者

市民団体 / 地域組織

流域社会構成員(当該河川の流水を水道の原水として利用している住民など) 納税者一般(国民)

上記 ~ のそれぞれに、さまざまな「場」で様々な「参加」の態様が考えられるので適切な対応が求められる。

A.「対話集会」or「対話討論会」の開催について

#### <目的>

代替案の検討や決定のプロセス等を検討することにより参加者の理解を深める 比較検討の中で論点を明確にし、参加者で建設的な議論を行う 住民等からの提案(代替案等)を期待する

- 1.開催方法と留意事項について
  - (1)ファシリテータ(進行・調整・まとめ役)の選任~委員以外の学識経験者
  - (2)「対話集会」or「対話討論会」の公開~参加・傍聴自由
  - (3)結果の情報公開~HP・文書などで情報公開する。
- 2. 結果の反映方法について

第1案:河川管理者主体型

(1)河川管理者は「対話集会」or「対話討論会」で聴取した意見や代替案を河川 整備計画に反映させるかどうかを検討し、決定する。

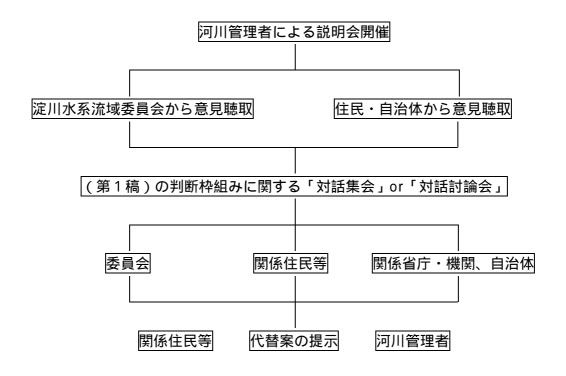
### 第2案:委員会関与型

- (1)河川管理者は、「対話集会」or「対話討論会」で聴取した意見をどのように河 川整備計画に反映すべきかを委員会(第三者機関)に諮問する。
- (2)委員会は諮問を受けて河川管理者が聴取した意見や代替案をどのように河川 整備計画に反映すべきかを具体的に検討し、河川管理者に報告する。
- (3)委員会は検討に際して、意見陳述者から重ねて意見聴取を行うことができる。
- (4)河川管理者は委員会の報告を尊重して河川整備計画を策定する。

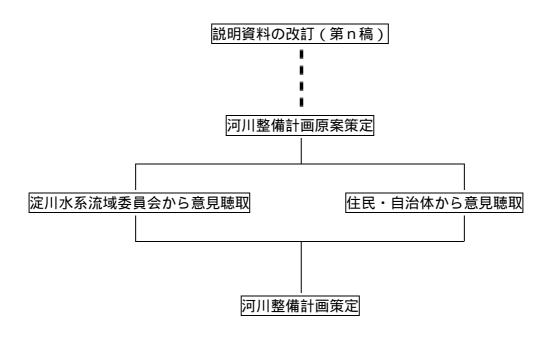
### 河川整備計画策定に向けてのフロー案

## 淀川水系流域委員会提言

### 河川整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)



# 委員会 ? 意見・代替案評価・判断ワークショップ(提案集会)



B . 聴取意見を計画(意思決定)に反映するための判断基準(以下検討中)
レベルA
(1)法適合性
(2)公益性
(3)重要性
(4)緊急性
(5)必然性
(6)必要性
(7)社会的意義
(8)
(9)
(10)
レベルB
(1)技術的等可能/不可能
(2)優先順位
(3)将来性・将来像(発展性))
(4)B/C
(5)
(6)
(7)
(8)
•
•
•
レベルX
(1)地球環境~大循環・温暖化など
(2)流域環境~水循環・物質(窒素・リンなど)循環・生物多様性・連続性等
(3)地域環境~
C.反映の態様
(1)採用
1)意見そのものを採用(全部・一部)
2)意見の精神(趣意)を採用
3)意見を一部修正して採用
4)意見をベースにして更に敷衍して採用
5)委員会の提言と合致

6)委員会の提言に基づき(第1稿)に折り込み済み

### (2) 不採用

- 1)法にそぐわない。
- 2) 実施不可能(技術的問題・制度的問題など)
- 3)下線整備の方向性(流れ)に逆行
- 4)必要性がない。
- 5)社会的意義が低い、もしくは、ない。
- 6) 社会的合意が得られない、もしくは、得られそうにない。

### (3)保留・検討

- 1)必要であるが緊急性がない。
- 2)他に優先すべき課題がある。
- 3)法的検討に時間を要する。
- 4)技術的検討などに時間を要する。
- 5)社会的合意形成に時間を要する。
- 6)実現方法の検討に時間を要する。
- (4)意見具申・陳述者とのコミュニケーション
  - 1)意見採否の連絡
  - 2)見解の提出
  - 3) 具体化の方向性を示す 担当窓口、担当者、連絡方法などを明示する。

•

・ ~数年後?(この間コミュニケーションの持続・連携・協働も視野に)

.

4)反映結果(実施結果)の報告

•

・ ~ 数年後?(この間コミュニケーションの持続・連携・協働も視野に)

•

- 5)事後評価報告(コミュニケーションの完了)
- D. 意見反映のプロセスと結果の情報公開
  - (1) さまざまなメディアの活用
  - (2)さまざまな場の設定
  - (3)さまざまな機会の設定
  - (4)常設窓口・広報担当者の設置